

職員の名札の表記に係る取扱いについて

<市長コメント>

昨今、SNSの普及により、名札に記載された氏名をもとにインターネット上で職員の個人情報が特定される事案が官民間問わず生じるなど、カスタマーハラスメントが社会問題となっております。

このような中、本年7月に本市職員に対しアンケート調査を実施したところ、窓口対応業務などにおいて、名札に関連する誹謗中傷被害が確認されたことから、職員が安心して働けるよう、これまでの「所属・役職・氏名」の表記から、「所属・名字」の表記に10月1日から変更したところです。

本市といたしましては、これからも職員が安心して働くことができる職場環境の整備に努めてまいります。